

分析結果報告書

令和8年8月31日

美幌運送株式会社 御中

北海設計株式会社 北見支店
〒090-0802 北海道北見市田端町74番6
Tel (0157) 57-1061
業務担当者：笠松



令和8年7月6日採取の試料について、分析結果を次のとおり報告します。

業務名 最終処分場水質分析・ガス検査業務
試料名 浸透水(安定型最終処分場 網環生第264-4号)

分 析 項 目	単 位	分 析 結 果	定量下限値	基準値※1	分 析 方 法
ア ル キ ル 水 銀	mg/L	0.0005 未満	0.0005	検出されないこと※2	昭和46年環告59号付表3
総 水 銀	mg/L	0.0005 未満	0.0005	0.0005以下	昭和46年環告59号付表2
カ ド ミ ウ ム	mg/L	0.001 未満	0.001	0.003 以下	JIS K0102-3 14.5
鉛	mg/L	0.005 未満	0.005	0.01 以下	JIS K0102-3 13.5
六 価 ク ロ ム	mg/L	0.01 未満	0.01	0.02 以下	JIS K0102-3 24.3.6
砒 素	mg/L	0.001 未満	0.001	0.01 以下	JIS K0102-3 20.5
全 シ ア ン	mg/L	0.1 未満	0.1	検出されないこと※2	JIS K0102-2 9.3.2, 9.5
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.0005 未満	0.0005	検出されないこと※2	昭和46年環告59号付表4
トリクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002	0.01 以下	JIS K0125 5.1
テトラクロロエチレン	mg/L	0.0005 未満	0.0005	0.01 以下	JIS K0125 5.1
ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002	0.02 以下	JIS K0125 5.1
四 塩 化 炭 素	mg/L	0.0002 未満	0.0002	0.002 以下	JIS K0125 5.1
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004 未満	0.0004	0.004 以下	JIS K0125 5.1
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002	0.1 以下	JIS K0125 5.1
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004	0.04 以下	JIS K0125 5.1
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.001 未満	0.001	1 以下	JIS K0125 5.1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006 未満	0.0006	0.006 以下	JIS K0125 5.1
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002 未満	0.0002	0.002 以下	JIS K0125 5.1
チ ウ ラ ム	mg/L	0.0006 未満	0.0006	0.006 以下	昭和46年環告59号付表5
シ マ ジ ン	mg/L	0.0003 未満	0.0003	0.003 以下	昭和46年環告59号付表6
チ オ ベ ン カ ル ブ	mg/L	0.002 未満	0.002	0.02 以下	昭和46年環告59号付表6
ベ ン ゼ ン	mg/L	0.001 未満	0.001	0.01 以下	JIS K0125 5.1
セ レ ン	mg/L	0.002 未満	0.002	0.01 以下	JIS K0102 26.4
1,4-ジ オ キ サ ン	mg/L	0.005 未満	0.005	0.05 以下	昭和46年環告59号付表7
クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)	mg/L	0.0002 未満	0.0002	0.002 以下	平成9年環告第10号付表
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	5	—	—	JIS K0102-2 14.1, 15.8
ふ っ 素	mg/L	0.1 未満	0.1	—	JIS K0102-2 5.3
ほ う 素	mg/L	0.85	—	—	JIS K0102-3 5.6
水 温	℃	16.7	—	—	JIS K0102 7.2
気 温	℃	24	—	—	JIS K0102 7.1
採 水 時 刻	—	9:30	—	—	—

備考

※1「基準値」… 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令
(昭和52年総・厚令1) 別表

※2「検出されないこと」… 環境大臣が定める方法により検定した場合においてその結果が当該検定方法の
定量限界を下回ることをいう。

アルキル水銀 0.0005mg/L, 全シアン 0.1mg/L, PCB 0.0005mg/L

分析結果報告書

令和8年8月31日

美幌運送株式会社 御中

北海設計株式会社 北見支店
〒090-0802 北海道北見市田端町7番6号
Tel (0157) 57-1061
業務担当者：笠松



令和8年7月6日採取の試料について、分析結果を次のとおり報告します。

業務名 最終処分場水質分析・ガス検査業務
試料名 地下水下流側(安定型最終処分場 網環生第264-4号)

分 析 項 目	単 位	分 析 結 果	定量下限値	基準値※1	分 析 方 法
ア ル キ ル 水 銀	mg/L	0.0005 未満	0.0005	検出されないこと※2	昭和46年環告59号付表3
総 水 銀	mg/L	0.0005 未満	0.0005	0.0005以下	昭和46年環告59号付表2
カ ド ミ ウ ム	mg/L	0.001 未満	0.001	0.003 以下	JIS K0102-3 14.5
鉛	mg/L	0.005 未満	0.005	0.01 以下	JIS K0102-3 13.5
六 価 ク ロ ム	mg/L	0.01 未満	0.01	0.02 以下	JIS K0102-3 24.3.6
砒 素	mg/L	0.001 未満	0.001	0.01 以下	JIS K0102-3 20.5
全 シ ア ン	mg/L	0.1 未満	0.1	検出されないこと※2	JIS K0102-2 9.3.2, 9.5
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.0005 未満	0.0005	検出されないこと※2	昭和46年環告59号付表4
トリクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002	0.01 以下	JIS K0125 5.1
テトラクロロエチレン	mg/L	0.0005 未満	0.0005	0.01 以下	JIS K0125 5.1
ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002	0.02 以下	JIS K0125 5.1
四 塩 化 炭 素	mg/L	0.0002 未満	0.0002	0.002 以下	JIS K0125 5.1
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004 未満	0.0004	0.004 以下	JIS K0125 5.1
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002	0.1 以下	JIS K0125 5.1
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004	0.04 以下	JIS K0125 5.1
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.001 未満	0.001	1 以下	JIS K0125 5.1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006 未満	0.0006	0.006 以下	JIS K0125 5.1
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002 未満	0.0002	0.002 以下	JIS K0125 5.1
チ ウ ラ ム	mg/L	0.0006 未満	0.0006	0.006 以下	昭和46年環告59号付表5
シ マ ジ ン	mg/L	0.0003 未満	0.0003	0.003 以下	昭和46年環告59号付表6
チ オ ベ ン カ ル ブ	mg/L	0.002 未満	0.002	0.02 以下	昭和46年環告59号付表6
ベ ン ゼ ン	mg/L	0.001 未満	0.001	0.01 以下	JIS K0125 5.1
セ レ ン	mg/L	0.002 未満	0.002	0.01 以下	JIS K0102-3 26.4
1,4- ジ オ キ サ ン	mg/L	0.005 未満	0.005	0.05 以下	昭和46年環告59号付表7
クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)	mg/L	0.0002 未満	0.0002	0.002 以下	平成9年環告第10号付表
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	10	—	—	JIS K0102-2 14.1, 15.8
ふ つ 素	mg/L	0.1 未満	0.1	—	JIS K0102-2 5.3
ほ う 素	mg/L	0.14	—	—	JIS K0102-3 5.6
水 温	℃	10	—	—	JIS K0102 7.2
気 温	℃	24	—	—	JIS K0102 7.1
採 水 時 刻	—	9:40	—	—	—

備考

※1「基準値」… 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令
(昭和52年総・厚令1) 別表

※2「検出されないこと」… 環境大臣が定める方法により検定した場合においてその結果が当該検定方法の
定量限界を下回ることをいう。

アルキル水銀 0.0005mg/L, 全シアン 0.1mg/L, PCB 0.0005mg/L